TOUR AD

第29回

定時株主総会
招集ご通知

日時　平成30年５月29日（火曜日）
午前10時30分
受付開始　午前９時30分

場所　埼玉県秩父市大宮5911−１
ナチュラルファームシティ　農園ホテル
１階　花梨の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

株式会社　グラファイトデザイン

証券コード：7847

証券コード　7847
平成30年５月11日

株　主　各　位

埼玉県秩父市太田2474番地１
株式会社グラファイトデザイン
代表取締役社長　山　田　拓　郎

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年５月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年５月29日（火曜日）午前10時30分（受付開始　午前９時30分）

２．場　　所　埼玉県秩父市大宮5911-1
ナチュラルファームシティ　農園ホテル1階　花梨の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第29期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.gd-inc.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年3月 1日から 平成30年2月28日まで）

1．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費は天候不順等から動きが緩慢ながらも、雇用環境の改善継続により回復基調が見え始め、また、設備投資や輸出、生産等も持ち直しの動きが継続する等企業活動も総じて堅調に推移し、景気は緩やかに回復の兆しとなりました。一方で、海外経済においては、米国の経済政策運営が国際金融市場に及ぼす影響や北東アジア地域における地政学的リスクの高まりによる経済的な影響が懸念される中、先行き不透明な状況で推移いたしました。

ゴルフ業界におきましては、一部国内、海外メーカーの新商品のヒットにより、店頭での購売動向の活性化が見られ、併せて大型量販店の出店攻勢により売上を伸ばしてきており、明るい兆しも見られるような状況で推移しております。

しかし、業界を取り巻く環境は依然厳しい状況にあると思われます。

このような状況の中当社は、各ゴルフメーカーに対し受注獲得の取り組みを強化し、生産効率の向上やコスト低減に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高2,921,617千円（前期比0.8%減）、営業利益は414,215千円(前期比26.9%増)、経常利益は400,213千円(前期比10.4%増)、当期純利益は257,889千円(前期比4.0%増)となりました。

主要セグメントについては下記のとおりであります。

当社は、スポーツ用品関係の専門メーカーとして、ゴルフシャフト等の製造販売及びゴルフクラブ組立加工事業を行っております。

従って、経営の多角化を示すような事業の種類がないため、記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社設備投資等の総額は、16,782千円（建物及び構築物・車両運搬具は除く）であります。その主な内訳は、ゴルフシャフト等製造販売事業に係る16,782千円であります。

また、当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充は下記のとおりであります。

ゴルフ組立加工事業　当社第４工場２号棟　　建物及び設備の新設

(3) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき該当事項はありません。

(8) 直前３事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第26期 平成27年2月期	第27期 平成28年2月期	第28期 平成29年2月期	第29期 (当事業年度) 平成30年2月期
売上高	4,024,300千円	2,770,981千円	2,946,308千円	2,921,617千円
経常利益	1,032,517千円	47,683千円	362,631千円	400,213千円
当期純利益	673,754千円	16,131千円	248,072千円	257,889千円
１株当たり当期純利益	102円84銭	2円51銭	38円58銭	40円11銭
総資産	5,599,942千円	4,983,919千円	5,366,473千円	5,349,553千円
純資産	4,230,770千円	4,106,174千円	4,232,022千円	4,361,154千円

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当事業年度末日現在、当社には子会社はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

① 経営に関する事項

当社を取り巻く経営環境は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は緩やかに回復が進んでおりますが、近隣諸国との政治的緊張は予断を許さない状況であり、先行きの不透明感が続いているものと思われます。また、ゴルフ市場環境は、一部ゴルフクラブ等の販売に明るい兆しはあるものの、ゴルフ人口の減少は否めず、不透明感が懸念されます。

このような状況の中当社は、販売拡充に努め、各メーカーへのコンセプトに合った共同開発による製品提供を図ることを基本的な戦略とし、また、積層技術を生かした新規事業の開拓に努めております。

当社においての取り組みは下記のとおりであります。

ゴルフシャフトの販売数量拡大に向け、カスタム採用の有効性への理解を更に高め、既存事業の収益の安定化に努めたいと考えております。

また、新規事業の開拓については、模索を繰り返しながら着実に事業化できるよう努めたいと考えております。

② 剰余金の配当等について

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めておりますが、「1. 会社の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」にも記載しておりますとおり当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと思われます。

当事業年度につきましては、１株当たり20円の普通配当に特別配当３円を加えた23円の期末配当とさせて頂きたいと存じます。

また、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、更には、グローバル戦略の展開を図るために有効投資し、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させて頂きたいと考えております。

(11) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

炭素繊維製ゴルフシャフト等製造販売事業
ゴルフクラブ組立加工事業

(12) 主要な営業所及び工場（平成30年2月28日現在）

名称	所在地
本社・工場（当社）	埼玉県秩父市太田2474番地１

(13) 従業員の状況（平成30年2月28日現在）

区分	従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	67(－)	4(△1)	39.0	12.0
女性	56(－)	5(△2)	39.0	9.0
合計	123(－)	9(△3)	39.0	11.0

(注)従業員数は、就業員数であり、臨時雇用者数は(　)内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成30年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	60,000千円
株式会社武蔵野銀行	60,000千円
株式会社商工組合中央金庫	54,500千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項（平成30年2月28日現在）

（1）発行可能株式総数　27,782,400株

（2）発行済株式の総数　6,945,600株

（自己株式516,064株を含む）

（3）単元株式数　100株

（4）株主数　3,333名

（5）大株主（上位１０名）

株主名	持株数	持株比率
山田拓郎	921,400株	14.33%
高野東治	406,000株	6.31%
東レ株式会社	360,000株	5.60%
山田園子	260,000株	4.04%
木本裕二	183,800株	2.86%
杉浦久夫	150,400株	2.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	147,000株	2.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	89,400株	1.39%
松田喜良	79,100株	1.23%
株式会社ＳＢＩ証券	68,900株	1.07%

（注）1. 当社は自己株式516,064株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式(516,064株）を控除して計算しております。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	山田　拓郎	国際事業部管掌
取締役副社長（代表取締役）	木本　裕二	営業本部長
取締役専務	松田　喜良	開発部長
取締役	窪田　悟	管理本部長
取締役	松本　敬三	製造統括本部長・品質管理室長 兼生産技術部長
取締役	和田　壮司	公認会計士 株式会社日本財産コンサルタンツ　代表取締役 株式会社audience　代表取締役
常勤監査役	杉浦　久夫	
監査役	佐藤　史芳	税理士 七福商事株式会社　社外取締役
監査役	町田　政行	税理士

（注）１.取締役和田壮司氏は、社外取締役であります。

２.監査役佐藤史芳及び監査役町田政行の両氏は、社外監査役であります。

３.監査役佐藤史芳及び監査役町田政行の両氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 独立役員

当社は、取締役和田壮司氏及び監査役佐藤史芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社の定款においては、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、当社は取締役和田壮司氏、監査役杉浦久夫氏、監査役佐藤史芳氏及び監査役町田政行氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	101,640千円
（うち社外取締役）	（1名）	（1,920千円）
監査役	3名	10,685千円
（うち社外監査役）	（2名）	（2,560千円）
合計	9名	112,325千円

（注）1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.取締役の報酬限度額は、平成13年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議頂いております。

3.監査役の報酬限度額は、平成13年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議頂いております。

4.上記の支給額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額15,065千円(取締役6名14,280千円（うち社外取締役1名120千円）、監査役3名785千円(うち社外監査役2名160千円))。

5.取締役及び監査役の報酬等決定に関する概要

①取締役の報酬は、固定報酬と退職慰労金、役員賞与との構成になっております。固定報酬は、役員報酬規程に基づき役位別に標準報酬を定め、役位の職務評価をすることによって妥当な水準で設定し、取締役会において各人別の報酬額を決定することとしております。

②監査役の報酬は、固定報酬と退職慰労金との構成になっております。固定報酬は、役員報酬規程に基づき役位別に標準報酬を定め、監査役の協議で決定することとしております。

③取締役及び監査役の退職慰労金については、役員退職慰労金規程により算出し決定しております。

④役員賞与については、会社の状況等業績及び経営への寄与等を勘案しながら、支給額を決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

社外取締役和田壮司氏は、株式会社日本財産コンサルタンツの代表取締役及び株式会社audienceの代表取締役であります。当社と株式会社日本財産コンサルタンツ及び株式会社audienceとの間には特別な利害関係はありません。

社外監査役佐藤史芳氏は、七福商事株式会社の社外取締役であります。当社と七福商事株式会社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役和田壮司	15回	100.0%	―	―
監査役佐藤史芳	15回	100.0%	13回	100.0%
監査役町田政行	15回	100.0%	13回	100.0%

③ 取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役和田壮司氏は、取締役会において主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役佐藤史芳氏及び社外監査役町田政行氏は、取締役会及び監査役会において主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

（注）1. ①は公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に関する監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人新日本有限責任監査法人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結をいたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額であります。

(8) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議し、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指し、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」並びに「倫理規程」に基づき、取締役及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、実践する。

コンプライアンスに関する主管は管理部と定め、担当取締役をその責任者とする。また経営企画室は、内部監査を担当し、各部門の業務プロセス等の監査を通じて、コンプライアンスの状況をモニターし、その内容を代表取締役社長と監査役に報告する。

(2) 損失の危険に関する規定その他の体制

当社は、全社的なリスクを網羅的に管理するため「経営リスクマネジメント規程」を設定し、社長は経営リスクマネジメントシステムの構築と維持に責任を持つ。社長は内部統制委員会に対し、経営リスクの分析・評価・対応策を構築させ、各業務部門に対応策の実行を要請する。

製品の品質問題に関しては「品質管理委員会」、労働安全衛生面に関しては「安全衛生委員会」が設置され、それぞれリスク対応策を実施する。

緊急事態の発生した場合の対応については、「緊急時対応規程」を定め、管理部が所管し、必要に応じて緊急対策本部を設置、必要な対応を図ることとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督をするとともに、取締役間の意思疎通を図る。

課長職以上で構成する経営会議を毎月1回開催し、会社の経営状態と業務に関する情報等の共有化を図り、経営の迅速化を図る。

当社は、取締役会において中期経営計画及び各年度の経営計画と利益目標を作成し、各部門においてその達成のために必要な具体策を立案して実行し、月例の取締役会及び経営会議においてその進捗状況等をフォローする体制とする。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に係る情報・文書は、社内規程に基づき適切に保存・管理する。

取締役または監査役の要求があるときは、これらを閲覧に供する。

また経営情報等の管理については、「情報セキュリティ規程」及び「情報セキュリティ細則」を定め、全使用人が遵守するよう各所管部門長が指導するとともにモニターを行う体制とする。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助する使用人はいないが、監査役から要望があった場合は、経営企画室を中心に監査役の業務を補助するためのスタッフを置く。なお、当該スタッフの任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を得たうえで行うものとし、当該スタッフの独立性を確保するものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款への違反事項、その他コンプライアンス上重要な事項について報告しなければならない。

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明を行う。なお、監査役へ報告をした者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないこととする。

(7) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会として監査役の職務執行に必要な費用については、当社が負担する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見を交換し、意思疎通を図るものとする。

内部監査を担当する経営企画室及び会計監査人は、定期的または必要の都度、監査結果について監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会等重要な会議に参加して意見を述べることができる。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合を確保するために、その仕組みを継続的に評価・報告し必要な是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないという意識を取締役及び使用人にも周知させる。万一、反社会的勢力から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、法律の専門家や警察署等と連携して対処し、毅然とした態度で対応するものとする。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、定期的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、法令や経営環境の変化等に対応して見直しを行い、効果的な体制の整備・運用をしております。

(1) 当社は、毎月１回の定例取締役会のほか、課長職以上で構成する経営会議を毎月１回開催し、会社の経営状態と業務に関する情報等の共有化を図っております。また、取締役会及びその他の会議開催ごとに議事録等を作成し、管理本部にて保存管理しております。

(2) 常勤監査役は、当社取締役会のほか、課長職以上で構成する経営会議にも出席するとともに、取締役等から個別に業務執行の状況について聴取を行うなど、業務の状況等を確認検証し、監査役会において情報が共有されております。また、常勤監査役は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行っております。

(3) 財務報告に係る内部統制につき、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施しました。

(4) 反社会的勢力排除については、お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組を継続的に実施しております。

７. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

（平成30年2月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,309,957**	**流動負債**	**747,158**
現金及び預金	3,410,381	買掛金	262,299
受取手形	27,285	短期借入金	294,502
売掛金	524,920	未払金	28,791
商品及び製品	172,279	未払費用	24,433
仕掛品	65,261	未払法人税等	77,592
原材料及び貯蔵品	73,136	未払消費税	8,550
前払費用	4,453	預り金	3,644
短期貸付金	20	賞与引当金	38,406
繰延税金資産	26,676	その他	8,939
その他	6,091	**固定負債**	**241,240**
貸倒引当金	△549	退職給付引当金	48,194
固定資産	**1,039,595**	役員退職慰労引当金	133,171
有形固定資産	**784,221**	資産除去債務	59,875
建物	303,713	**負債合計**	**988,398**
構築物	71,555	**純資産の部**	
機械装置	38,784	**株主資本**	**4,364,374**
車両運搬具	20,676	**資本金**	**589,612**
工具器具備品	14,690	**資本剰余金**	**582,653**
土地	195,701	資本準備金	582,653
建設仮勘定	139,100	**利益剰余金**	**3,648,273**
無形固定資産	**29,768**	利益準備金	39,351
ソフトウェア	12,962	その他利益剰余金	3,608,922
商標権	14,588	別途積立金	1,500,000
その他	2,217	繰越利益剰余金	2,108,922
投資その他の資産	**225,606**	**自己株式**	**△456,164**
投資有価証券	46,066	**評価・換算差額等**	**△3,220**
保険積立金	111,253	その他有価証券評価差額金	△3,220
会員権	13,201	**純資産合計**	**4,361,154**
繰延税金資産	51,252		
その他	3,832		
資産合計	**5,349,553**	**負債・純資産合計**	**5,349,553**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年3月 1日から
平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,921,617
売上原価		1,481,978
売上総利益		1,439,639
販売費及び一般管理費		1,025,424
営業利益		414,215
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,961	
受取手数料	3,032	
貸倒引当金戻入額	24	
雑収入	2,843	7,861
営業外費用		
支払利息	3,094	
為替差損	18,676	
雑損失	92	21,863
経常利益		400,213
特別利益		
固定資産売却益	776	
保険解約返戻金	4,234	5,011
特別損失		
固定資産除却損	984	
ゴルフ会員権評価損	11,374	12,358
税引前当期純利益		392,866
法人税・住民税及び事業税	133,362	
法人税等調整額	1,615	134,977
当期純利益		257,889

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年3月 1日から 平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成29年3月1日 残高	589,612	582,653	582,653	39,351	1,300,000	2,179,623	3,518,974	△456,164	4,235,076
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△128,590	△128,590		△128,590
当期純利益						257,889	257,889		257,889
別途積立金の積立					200,000	△200,000	－		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	200,000	△70,701	129,298	－	129,298
平成30年2月28日 残高	589,612	582,653	582,653	39,351	1,500,000	2,108,922	3,648,273	△456,164	4,364,374

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年3月1日 残高	△3,053	△3,053	4,232,022
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△128,590
当期純利益			257,889
別途積立金の積立			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△166	△166	△166
事業年度中の変動額合計	△166	△166	129,131
平成30年2月28日 残高	△3,220	△3,220	4,361,154

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

当事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕　掛　品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯　蔵　品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……８年から31年
構築物……７年から30年
機械装置……２年から９年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日)を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　1,346,972千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額550千円が含まれております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,945,600株	－株	－株	6,945,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	516,064株	－株	－株	516,064株

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月26日定時株主総会	普通株式	128,590	20	平成29年２月28日	平成29年5月29日

(4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	147,879	23	平成30年2月28日	平成30年５月30日

(5) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを内包しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクを内包しております。

営業債務である買掛金及び運転資金としての短期借入金は、1年内の支払期日であり、支払期日に手持ち資金が不足する流動性リスクがあります。

③ 金融商品に対するリスク管理体制

イ．信用リスク

当社は、営業債権について取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業部門が主要な取引先の状況等を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

ロ．市場リスク

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や取引先の財務状況を把握しております。変動金利の借入金のうち長期については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに取引を行っております。

ハ．流動性リスク

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	3,410,381	3,410,381	－
② 受取手形及び売掛金	552,205	552,205	－
③ 投資有価証券	46,066	46,066	－
④ 長期貸付金	20	20	△0
資産計	4,008,673	4,008,673	△0
⑤ 買掛金	(262,299)	(262,299)	－
⑥ 短期借入金	(294,502)	(294,502)	－
⑦ 未払金	(28,791)	(28,791)	－
⑧ 未払法人税等	(77,592)	(77,592)	－
負債計	(663,184)	(663,184)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金

預金はすべて短期間であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券は、その他有価証券として保有しております。

④長期貸付金(1年以内回収予定を含む)

長期貸付金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

⑤買掛金、⑥短期借入金、⑦未払金、⑧未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	金　額
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	985千円
賞与引当金	11,790千円
たな卸資産評価損	6,413千円
その他	7,486千円
小　　計	26,676千円
繰延税金資産（流動）合計	26,676千円
繰延税金資産（固定）	
役員退職慰労引当金	40,617千円
ゴルフ会員権	5,300千円
退職給付引当金	14,762千円
その他	19,981千円
小　　計	80,661千円
評価性引当額	△24,873千円
繰延税金資産（固定）合計	55,788千円
繰延税金資産合計	82,464千円

繰延税金負債	
繰延税金負債（固定）	
その他	△4,535千円
繰延税金負債（固定）合計	△4,535千円
繰延税金負債合計	△4,535千円
繰延税金資産（△負債）の純額	77,928千円

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　678円30銭

(2) １株当たり当期純利益　40円11銭

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

株式会社グラファイトデザイン
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桂　川　修　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　居　伸　浩　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グラファイトデザインの平成２９年３月１日から平成３０年２月２８日までの第２９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１） 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２） 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月17日

株式会社グラファイトデザイン監査役会

常勤監査役　杉　浦　久　夫　㊞

監　査　役　佐　藤　史　芳　㊞

監　査　役　町　田　政　行　㊞

（注）監査役佐藤史芳及び町田政行の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第29期の期末配当をいたしたいと存じます。

こうした考えのもと、期末配当につきましては、１株につき普通配当20円に特別配当３円を加えた23円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類　　金 銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき23円（うち、普通配当20円・特別配当3円）

配当総額　１４７，８７９，３２８円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年５月30日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　２００，０００，０００円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　２００，０００，０００円

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役６名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、一層の経営基盤の強化や改革の充実を図るため１名増員し、取締役７名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	やまだ　たくろう 山田　拓郎 （昭和50年4月14日生）	平成12年 4月　東レインターナショナル株式会社入社 平成14年 1月　当社入社　経営企画室　配属 平成14年11月　当社営業部　配属 平成18年 4月　当社営業本部　第1営業部１課　課長代理 平成19年12月　GRAPHITE DESIGN INTERNATIONAL, INC.に出向 平成20年 4月　当社営業本部　第1営業部1課　課長 平成22年 4月　当社国際事業部長 平成22年 5月　当社取締役　国際事業部長 平成24年 3月　当社常務取締役　国際事業部長 平成28年 5月　当社代表取締役社長　国際事業部管掌（現在に至る）	921,400株
		＜取締役候補者とした理由＞ 当社の代表取締役社長としての経験、実績、見識を有しており、リーダーシップを発揮しての経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	きもとゆうじ 木本裕二 （昭和38年7月3日生）	平成元年 8月　当社入社営業部課長 平成11年 4月　当社営業部次長 平成14年 4月　当社営業部長 平成18年 4月　当社営業本部　第1営業部長 平成19年 5月　当社取締役　営業本部長兼第1営業部長 平成20年 5月　当社取締役　営業本部長 平成24年 3月　当社代表取締役専務　営業本部長 平成28年 5月　当社代表取締役副社長　営業本部長（現在に至る）	183,800株
		＜取締役候補者とした理由＞ 当社営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役副社長として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	松田 喜良（まつだ よし） （昭和37年9月6日生）	平成 3年 8月　当社入社開発部課長 平成 9年10月　当社開発部次長 平成14年 4月　当社開発部部長 平成17年 5月　当社取締役　開発部長兼製造部長 平成20年 5月　当社代表取締役専務 開発部長兼製造部長 平成21年 8月　当社代表取締役専務　開発部長 平成22年 5月　当社代表取締役専務　開発部長兼品質管理室長 平成24年 3月　当社代表取締役社長　開発部管掌 平成28年 5月　当社取締役専務　開発部長（現在に至る）	79,100株
		＜取締役候補者とした理由＞ 当社開発部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役専務として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	窪田 悟（くぼた さとる） （昭和37年5月6日生）	平成 9年 6月　当社入社管理部経理課長 平成11年 4月　当社管理部経理課長兼経営企画室　課長 平成14年 4月　当社管理部　次長兼経理課長 平成17年 4月　当社管理部　次長兼経理課　次長 平成18年 4月　当社管理本部　経理部長 平成19年 8月　当社執行役員　管理本部次長兼経理部長 平成20年 4月　当社経理部長兼管理部長代理 平成20年 5月　当社取締役　経理部長兼管理部長代理 平成24年 5月　当社取締役　管理本部長（現在に至る）	7,600株
		＜取締役候補者とした理由＞ 当社管理部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	松本 敬三（まつもと けいぞう） （昭和36年3月12日生）	昭和59年 4月　株式会社オリムピック（現マミヤ・オーピー株式会社）入社 昭和63年 1月　株式会社本田技術研究所　入社 平成18年 6月　株式会社本田技術研究所　主任研究員 平成24年 3月　当社入社　品質管理室長兼生産技術部長 平成26年 5月　当社取締役　品質管理室長兼生産技術部長 平成28年 5月　当社取締役　製造統括本部長・品質管理室長兼生産技術部長　（現在に至る）	3,800株
		＜取締役候補者とした理由＞ 当社製造部門及び品質管理・生産技術部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	
6	高須 淳（たかす じゅん） （昭和35年8月5日生） ※新任候補者	昭和59年 4月　ブリヂストンスポーツ株式会社　入社 平成15年 5月　ブリヂストンスポーツ株式会社　販売促進部 販売企画　第1グループ　グループマネージャー（課長） 平成26年 3月　当社入社　営業本部第２部部長（現在に至る）	－株
		＜取締役候補者とした理由＞ 前職での長年に亘る営業部門での豊富な経験、実績、見識を有しており、また、当社の経営の業務執行を行うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	
7	和田 壮司（わだ たけし） （昭和54年3月27日生）	平成14年10月　中央青山監査法人入所 平成18年 7月　公認会計士登録 平成18年10月　PwCアドバイザリー株式会社　入社 平成19年 4月　ノスプロダクター株式会社　監査役 平成21年 4月　株式会社KPMG FAS 入社 平成24年10月　株式会社日本財産コンサルタンツ　代表取締役（現在に至る） 平成26年10月　株式会社audience　代表取締役（現在に至る） 平成27年 5月　当社　社外取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 株式会社日本財産コンサルタンツ　代表取締役 株式会社audience　代表取締役	500株
		＜社外取締役候補者とした理由＞ 会社経営者としての経験や知見、並びに、公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行を監督いただくため、社外取締役候補者としてその職務を適正に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役の候補者といたしました。	

（注）1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2.和田壮司氏は、社外取締役候補者であります。

3.社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、和田壮司氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第31条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっており、和田壮司氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

4.当社は、和田壮司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出をしております。再任後も引き続き独立役員として要件を満たしており届け出を提出する予定であります。

5.和田壮司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

6.役員等選任指名

① 取締役候補者の指名に係る選定基準

当社の取締役候補者は、下記の基準を充足するものを指名する。

ア.優れた人格・見識を有し、経営感覚等に優れ、諸問題に精通していること。

イ.全社的な見地で、客観的に分析・判断する能力がある者

ウ.全社的な見地で、自らの意見を申し述べることができること。

エ.会社法第331条第１項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。

② 選任手続

ア.取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は、代表取締役が上記の基準に基づき社外取締役及び監査役会の意見を聴取のうえ提案する。

イ.代表取締役により提案された取締役候補者は、取締役会にて審議のうえ、取締役候補者として決定される。

③ 監査役候補者の指名に係る選定基準

当社の監査役候補者は、下記の基準を充足するものを指名する。

ア.優れた人格・見識を有し、経営感覚等に優れ、諸問題に精通していること。

イ.全社的な見地で、客観的に分析・判断する能力がある者

ウ.全社的な見地で、自らの意見を申し述べることができること。

エ.会社法第335条第１項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと。

④ 選任手続

ア.監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査役候補者は、代表取締役が上記の基準に基づき推薦し、監査役会の同意を得たうえで提案する。

イ.監査役の選任は、株主総会への選任議案提出に対する監査役会の同意を得て、取締役会にて審議のうえ決定される。

7. 社外役員候補者の資格及び選定基準

① 社外取締役候補者の選定基準

以下の各号に定める条件を満たす者

ア. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点等を取り入れる観点から、広範な知識・経験における実績を有する者。なお、性別、国籍は問わない。

イ. 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しない者

ウ. 他の上場会社の役員の兼任は、当社を除いて２社までとする。

エ. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

② 社外監査役選定基準

以下の各号に定める条件を満たす者

ア. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、法律・会計・企業経営等の分野において専門的知識と経験を有している者。なお、性別、国籍は問わない。

イ. 会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者

ウ. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

③ 独立性の基準

社外取締役または社外監査役の独立性基準を以下に定め、いずれの事項にも該当しない者については、独立性が認められる者として判断します。

但し、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは防げられないものとします。

ア. 当社の業務執行者または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社の業務執行者であった者

イ. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

ウ. 当社の主要な取引先またはその業務執行者

エ. 当社から役員報酬以外に、その者の直近事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から5,000万円以上を得ている団体に所属する者）

オ. 当社が借入れを行っている主要な金融機関の業務執行者

カ. 当社の主要株主または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者

キ. 当社が主要株主である会社の業務執行者

ク. 過去3年間において上記イ. からキ. に該当していた者

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人Ａ＆Ａパートナーズを会計監査人の候補者とした理由は、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案した結果、新たな会計監査人として適任と判断し選任するものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成30年3月1日現在）

名　　称	監査法人Ａ＆Ａパートナーズ
事 務 所	（東京事務所） 東京都中央区日本橋一丁目16番11号
沿　　革	平成２年７月　監査法人エイ・アイ・シー設立 平成19年５月　監査法人Ａ＆Ａパートナーズに名称変更 （大蔵大臣設立許可　平成2年6月23日　蔵証1102号） 現在に至る
概　　要	資本金　40百万円 構成人員　社員（公認会計士）　11名 職員（公認会計士）　17名 （その他）　12名 計　40名 関与会社　121社

（注）監査法人Ａ＆Ａパートナーズが選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,000万以上であらかじめ定めた額または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場　埼玉県秩父市大宮5911-1
ナチュラルファームシティ　農園ホテル１階　花梨の間
電話　0494-22-2000

開催日時　平成30年５月29日（火曜日）午前10時30分（受付開始　午前9時30分）

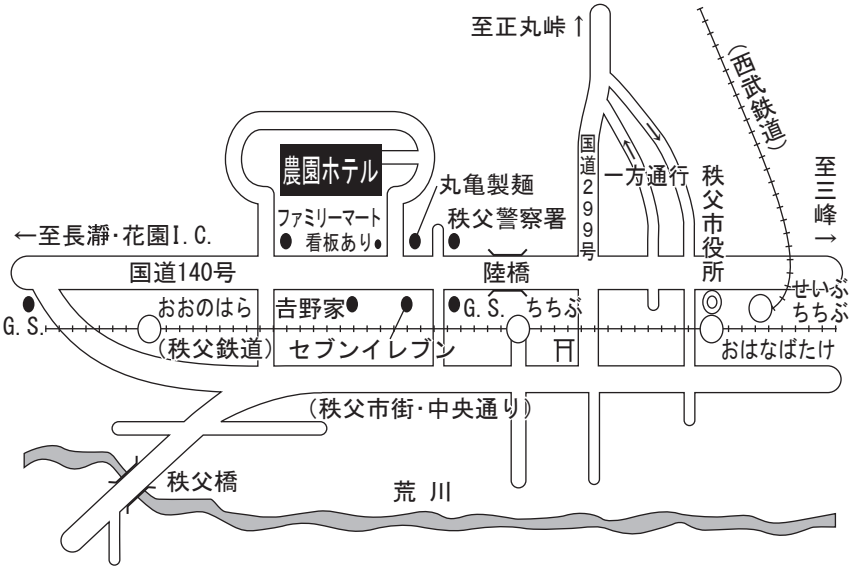

交通　■電車

池袋－（西武鉄道）－所沢－飯能－西武秩父（終点）
＜特急レッドアロー号利用の場合約80分＞
熊谷－（秩父鉄道）－秩父

※当日は、次のとおり送迎車を運行いたしますのでご利用ください。
西武秩父駅　午前10時00分発
秩父駅　　午前９時40分発

■タクシー

西武秩父駅より７分
秩父鉄道秩父駅より５分